

参議院議員選挙における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫してその議員の選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

こうした中、昨年7月10日、法改正により「鳥取県と島根県」、「徳島県と高知県」の合区による参議院議員通常選挙が実施された。選挙の結果によって、各県独自の課題や意思が、参議院を通じて国政に反映されなくなることは、非常に大きな問題である。

選挙制度において、一票の格差の是正は、重要な課題ではあるが、このことを理由として人口規模のみにより単純に区割りを決定することは、地方の魅力を最大限生かし、日本全体の活力を上げることを目的としている地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置として実施されたものであり、公職選挙法の附則にも抜本的な見直しが規定されている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応をはじめ、様々な国政課題に、多様な地方の意見が反映されていく必要があることから、早急に課題解消に向けた措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 3 月 2 1 日

敦 賀 市 議 会